

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「税理士試験に挑戦してます」3年5ヶ月前の面接で彼女は明るく答えていました。4月には自分の夢の実現に向けて、悔いのない答を見つけるために、新たなステージに立ちます。どんなに努力をしても、すぐに結果が出ないことにも気付くでしょう。それでも、自分の可能性を信じ続けて、今日に全力を尽くしていけば、これから待ち受ける平坦ではない道や壁をひとつずつ乗り越えていくはず。飛び立つためには、長い滑走路を全力で駆け抜けることが必要です。別れは新たな出会いでもあります。成長した彼女との次の出会いが楽しみです。

私の書棚より

○人や環境のせいにせず、自分の蒔いた種が悪かったと反省し、その原因を探求して方針を切り換えていく。つまり、いい種子を蒔き直すのです。

○一つとして同じものはないということ。を自覚したうえで、人々の興味や能力の違いを生かしていくことが「会社という公器」を預かる経営者の務めなのです。

「僧職会計士の経営道」
谷慈義著 実業之日本社

税務アンテナ

□通勤手当の非課税限度額は、片道2キロ以上の通勤距離に応じて、交通機関の利用や交通用具を使用して通勤する者に適用されるため、徒歩通勤者の場合には、通勤距離が片道2キロ以上であっても、給与として課税されます。
また、会社の旅費規定により支給されたものも、勤務すべき場所を離れて職務を遂行するための旅行で、その旅行のための費用に充てるためのものであれば、非課税とされています。このため、非常勤役員が会議のために出社する費用を旅費規定により支給する場合も、非課税とされます。

□平成25年から会社員の業務関連の費用を給与所得から控除できる「特定支出控除」が拡大されました。これまでは、給与所得控除額を超えた部分が対象でしたが、給与所得控除額の2分の1を超えれば対象となります。また、勤務必要経費として、年間65万円を限度に、会社から職務の遂行に必要であることを証明してもらえれば、ガソリン代、高速代、スーツ購入費、得意先の接待費、贈答品購入費等が認められることになりました。
ただし、会社から補填され、所得税が課税されていない通勤手当等の金額は、ガソリン代、高速代等の特定支出控除から控除しなければなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○ 3月分の源泉所得税の納付
15日	○ 給与所得者異動届出
30日	○ 公共法人等の住民税均等割申告 ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間申告(予定申告)

30日	○ 5月、8月、11月決算法人の消費税中間申告 ○ 4月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--